

訪問看護利用に関する重要事項説明書

1. 指定訪問看護を開設する事業者

事業者名称	一般社団法人姫路市医師会
事業者所在地 (連絡先)	姫路市西今宿三丁目7番21号 TEL (079) 295 - 3300 FAX (079) 295 - 3309 URL https://www.himeji-med.or.jp
代表者	会長 國部 伸也
設立年月日	昭和22年11月18日

2. 指定訪問看護を提供する事業所

事業所名称	姫路市医師会訪問看護ステーション
事業所番号	2864090010
事業所所在地 (連絡先)	姫路市西今宿一丁目3番34号（姫路市医師会館南館2階） TEL (079) 295 - 3377 FAX (079) 295 - 3379 E-mail houmon@himeji-med.or.jp
責任者	管理者 吉原 弘美
開設年月日	平成5年3月1日
サービス提供地域	姫路市全域

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

事業者が行う訪問看護及び予防訪問看護事業は、介護保険法及び公的医療保険各法の規定に基づく対象者を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行い、在宅福祉サービスおよび保険サービスとの連携・提携を図り、少子高齢社会に向けての要介護者の福祉の向上に資することを目的としています。

(2) 運営方針

ア この事業を進めるにあたり、事業者の看護師は利用者の身体状況を確認するとともに、その家族等の希望を含めたサービスを提供します。

イ 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉のサービス機関と緊密な連携を図ることにより、総合的なサービスの提供に努めます。

ウ 利用者への訪問看護業務については、介護支援専門員の協力を得て行います。

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※但し、祝日、8月15日、12月29日～翌年1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

5. 事業所の職員配置

	資格	常勤	非常勤
管理者	看護師	1名	—
訪問看護師	看護師	2.5名以上	適正数

6. 訪問看護サービスの内容と利用方法

(1) サービスの内容

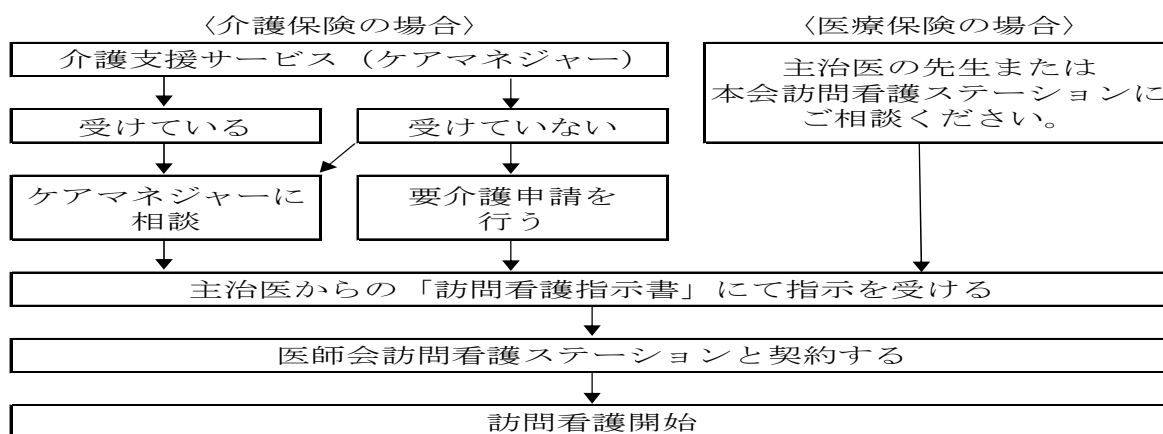
利用者の主治医が発行する訪問看護指示書に基づき、看護師等が次のサービスを提供します。

- ・病状観察 ・清拭 ・洗髪 ・褥瘡の処置 ・体位変換 ・カテーテル等の管理
- ・リハビリテーション ・食事介助・排泄介助 ・認知症患者の看護
- ・家族の介護指導等 ・その他必要な療養上の世話

(2) サービス提供の手順

訪問看護は介護保険、医療保険のどちらでも受けられますが、どちらの場合も主治医の指示書が必要になります。訪問看護ステーションでは主治医の交付した「訪問看護指示書」に従い、必要なサービスを提供します。

介護保険で訪問看護を利用する場合は、要支援、要介護認定が前提となります。「要支援1～2」または「要介護1～5」に該当した方は、ケアマネジャーに相談し、居宅サービス計画に訪問看護を組み入れてもらいます。



(3) サービスの利用開始と提供計画

サービスの利用は、契約を結んだ日を基準にサービス提供を開始します。

また、サービス提供計画の作成にあたっては、利用者又はその家族に対して説明のうえ、利用者の同意を得て作成し、その計画を利用者に交付し、その計画に基づいてサービスを提供します。

(4) サービスの内容変更及び予約取消し

利用者は、サービス利用当日において、体調不良等の理由によりその実施ができないときは、サービスの内容を変更・休止することができます。

また、何らかの事情で訪問予約を取消し又は変更される場合は、可能な限り 1 営業日前までに事業所へ電話連絡ください。

(5) サービスの終了（契約の解除）

ア 利用者及びその家族から契約解除の意思表示がなされた場合
(終了を希望する日の 14 日前までに通知してください)

イ 事業者から契約解除の意志表示がなされた場合
(概ね 1 か月前までに理由を通知します)

ウ 利用者が医療機関に入院または介護保険施設に入所された場合

エ 利用者が死亡した場合

7. 利用料金

(1) 利用料金

利用料金は、訪問看護の利用方法に従い、介護保険法並びに医療保険法等、関連各法に基づく額となります。詳細は別紙「利用料金表」を参照ください。

なお、法改定等で介護給付・医療給付体系に変更があった場合は、利用料金を法令に基づく額へ変更させていただきます。

(2) 支払方法

利用料金は 1 か月毎に月末計算し、翌月 10 日までに予め指定された方法でお支払いください。

8. 留意事項

(1) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次に該当する行為を禁止します。

- ア 主治医の指示に基づかない医療行為
- イ 利用者又はその家族等の金銭あるいは物品の授受
- ウ 利用者の家族等への訪問看護サービスの提供
- エ 利用者又はその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
- オ その他、利用者又はその家族等への迷惑行為

(2) 利用者及びその家族等の禁止行為

利用者及びその家族等は、サービスの提供を受けるにあたって、次に該当する行為を禁止します。

- ア 看護職員等の身体に危害を及ぼす行為
- イ 看護職員等の尊厳や人格を言動や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為
- ウ 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為
- エ 悪質なクレームやストーカー行為
- オ 事業者または事業所の運営に支障を与える行為
- カ 訪問時の飲酒・喫煙
- キ カメラやスマートフォン等で職員の容姿や容態を撮影するなど、職員のプライバシーを侵害する行為
- ク その他、訪問看護サービスの提供を困難にする行為

9. サービス提供の記録

利用者の訪問看護サービス計画、その実施状況に関する書類等は5年間保存します。

利用者及びその家族は、事業者に対して保存されている訪問看護サービス計画及びその実施状況に関する記録について手数料を納付して開示請求することができます。

10. 秘密の保持

- (1) 事業者は、業務中に知り得た利用者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了後においても継続します。
- (3) 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合や、利用者に係る他の指定居宅介護事業者と連携を図る場合には、利用者やその家族等の同意を得た上で、その情報を用いることができます。

1 1. 虐待防止のための措置

- (1) 虐待の防止の指針に基づき対策を行います。
- (2) 虐待の発生または再発を防止する対策を講じるための研修を行います。

1 2. 担当看護職員の変更

利用者の事情により、担当看護職員の変更を希望される場合は、事業所まで相談ください。担当看護職員は、利用者の希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、事業所の人員体制などにより、希望に添えない場合もあることを予め了承ください。

1 3. 相談及び苦情窓口

相談及び苦情の申し立て、あるいはお問い合わせは次のとおりとします。

事業所	姫路市医師会訪問看護ステーション 受付時間： 8時30分～17時30分（営業日のみ） 連絡先： TEL（079）295－3377 担当者： 管理者 吉原 弘美
市町及び国保連合会	姫路市介護保険課 連絡先： TEL（079）221－2923 兵庫県国民健康保険団体連合会 連絡先： TEL（078）332－5601

1 4. 損害賠償責任

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供において、自己の帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、損害賠償を行います。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社 (代理店：有限会社訪問看護事業共済会)
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

1 5. 緊急時等における対応

訪問看護サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者や家族等が予め指定・希望する連絡先にも連絡します。

1 6．身分証明証の携行

担当看護職員は身分証明証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはいつでも提示します。

1 7．重要事項説明書の変更

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、利用者又はその家族へ書面をもって説明し同意を得るものとします。

同意書

令和 年 月 日

当事業者は、本書面に基づいてご利用者にサービス内容及び重要事項について説明しました。

【事業者】 名 称 一般社団法人姫路市医師会

住 所 姫路市西今宿三丁目7番21号

代 表 会 長 國 部 伸 也 印

【事業所】 名 称 姫路市医師会訪問看護ステーション

住所 姫路市西今宿一丁目3番34号

説明者 管理者 吉原 弘美 印

説明場所／時間 ・利用者宅 ・その他（ ）／ 時 分

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受け、確認、同意しました。

〈利用者〉氏名： 印

〈住所〉

〈代理人〉氏名： 印

〈住所〉

〈利用者との続柄〉